

内  
第

四二号

閣議決定

平成三十一年四月一日

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣法制局長官

内閣総務官

平成三十一年四月一日

平成三十一年

四

月一 日

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣法制局長官

内閣総務官

原

内閣総理大臣

五

内閣法制局長官



内閣総務官

原

麻生国務大臣

根本国務大臣

岩屋国務大臣

宮腰国務大臣

石田国務大臣

吉川国務大臣

片山国務大臣

茂木国務大臣

山下国務大臣

世耕国務大臣

櫻田国務大臣

山本国務大臣

河野国務大臣

石井国務大臣

菅国務大臣

渡辺国務大臣

柴山国務大臣

原田国務大臣

平井国務大臣

別紙内閣総理大臣請議 元号を改める政令案

を審査したが、右は請議のよう閣議決定されてよいと  
認めること。

政 令 案

提案のとおり

元号を改める政令をここに公布する。

御

名

御

璽

平成三十一年

四

月

一

日

内閣総理大臣

この政令の署名大臣は、次のとおりとすること。

内閣総理大臣



内閣 法制局 内本 第17号  
平成31年4月1日

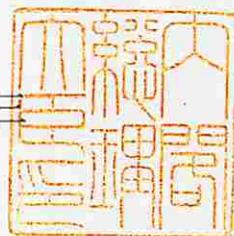


府管第26号  
平成31年4月1日

内四二

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



元号を改める政令について

標記政令を制定する必要があるので、別紙政令案及び理由を添えて閣議を求めます。

日本国政府

政令第百四十三号

元号を改める政令

内閣は、元号法（昭和五十四年法律第四十三号）第一項の規定に基づき、この政令を制定する。元号を令和に改める。

附 則

この政令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行の日（平成三十一年四月三十日）の翌日から施行する。

日本国政府

## 理由

天皇の退位等に関する皇室典範特例法第二条の規定による皇位の継承に伴い、元号を改める必要があるからである。

日本国政府

元号を改める政令案要綱

一 元号を令和に改めることとすること。

二 この政令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日から施行することとすること。

元号を改める政令案 参照条文 目次

|                                              |   |
|----------------------------------------------|---|
| ○元号法（昭和五十四年法律第四十三号）                          | 2 |
| ○元号を改める政令（昭和六十四年政令第一号）                       | 1 |
| ○天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）（抄）         | 1 |
| ○天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成二十九年政令第三百二号） | 1 |

○元号法（昭和五十四年法律第四十三号）

- 1 元号は、政令で定める。
- 2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

○元号を改める政令（昭和六十四年政令第一号）

元号を平成に改める。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十二号）（抄）

（天皇の退位及び皇嗣の即位）

第一条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成二十九年政令第三百二一号）

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日は、平成三十一年四月三十日とする。